

## 遺構整備方針（案）

遺構整備についての基本方針は以下のとおりといたしたい。

- ①復元、表示等の整備を行う対象遺構は、郡衙政庁として建物が配置されたⅠ-②期と、正倉院（別院）として建物の企画性が最も整ったⅢ-②期の遺構について表示をする。なお、Ⅱ期については、解説板等による表示を行うこととする。
- ②八脚門を備えた東向きの郡衙政庁は久留倍官衙遺跡の持つ特徴を際立たせるものであるため、史跡整備・活用のモニュメント施設として位置づける。八脚門は復元展示とし、門に取り付く塀は生垣などによる半立体表示、それ以外の建物は平面表示とする。
- ③正倉院（別院）の遺構表示は、平面表示とする。
- ④郡衙政庁・正倉院（別院）とも遺構の時期の違いを明確にするため、郡衙政庁内は芝生・草地とし、正倉院（別院）内は、透水性舗装とする。

## 各遺構整備手法一覧

区分	細区分	整備対象遺構	規模等	手法	備考
史跡指定地地区	西地区	SB436(正殿)	約 85 m <sup>2</sup>	立体表示	柱、屋根まで表現。 四阿、イベント用施設として利用。
		SB434(八脚門)	約 28 m <sup>2</sup>	復元展示	往時の姿に復元。
		SB443(右脇殿)	約 71 m <sup>2</sup>	平面表示	建物規模、配置を表現。
		SB444(左脇殿)	約 71 m <sup>2</sup>	平面表示	建物規模、配置を表現。
		政庁塀	約 122m	半立体表示	塀の位置を表現。 柱は半立体とし、塀は生垣により表現。
		SB429(正倉)	約 74 m <sup>2</sup>	平面表示	建物規模、配置を表現。
		SB430(正倉)	約 69 m <sup>2</sup>	平面表示	建物規模、配置を表現。
	東地区	SB400(正倉)	約 50 m <sup>2</sup>	平面表示	建物規模、配置を表現。
		SB420B(正倉)	約 20 m <sup>2</sup>	平面表示	建物規模、配置を表現。
		SB421B(正倉)	約 23 m <sup>2</sup>	平面表示	建物規模、配置を表現。
		SB422B(正倉)	約 34 m <sup>2</sup>	平面表示	建物規模、配置を表現。
		SB424B(正倉)	約 27 m <sup>2</sup>	平面表示	建物規模、配置を表現。
		SB426B(正倉)	約 32 m <sup>2</sup>	平面表示	建物規模、配置を表現。
		SB452B(正倉)	約 32 m <sup>2</sup>	平面表示	建物規模、配置を表現。
		区画溝	約 250m	平面表示	溝の位置、幅員を平面的に表現。

遺構整備方針

